

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 58 回全体会合
2015 年 5 月 8 日 (金) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明 (ワーキンググループ対象案件)

- (1) インド国ムンバイ湾横断道路建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (6 月 8 日 (月))
- (2) ベトナム国ハイフォン幹線道路整備事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (5 月 29 日 (金))

3. 上記案件および WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

- (1) インド国グルガオン・バワル都市鉄道建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (5 月 11 日 (月))
- (2) インド国ベンガルール環状道路建設事業 (有償資金協力) 環境レビュー (5 月 25 日 (月))

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) インド国北東州道路網改善事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (4 月 10 日 (金))
- (2) フィリピン国南北通勤線事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (4 月 17 日 (金))
- (3) フィリピン国ビジネス中心地区マストランジット建設事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (4 月 20 日 (月))
- (4) インド国バラウニ超臨界圧石炭火力発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (4 月 24 日 (金))

5. 環境レビュー結果報告

- (1) インド国レンガリ灌漑事業フェーズ 2 (有償資金協力)

6. 環境レビュー段階における報告

- (1) フィリピン国南北通勤線事業 (有償資金協力) 環境レビュー

7. その他

- (1) ガイドライン運用面の見直しに関するフォローアップ (報告)

8. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合 (第 59 回): 6 月 1 日 (月) 14:30 から (於: JICA 本部)

9. 閉会

以上

インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業準備調査 (有償資金協力)

環境社会配慮助言委員会全体会合

2015年5月8日
南アジア部アジア第一課

1. 事業の背景と必要性(1/2)

- インドにおいては、本事業を含む道路網等の包括的なインフラ整備が経済成長のために重要であるとし、道路セクターの開発に重点を置いている。
- また、インドでは近年急速な人口増加と都市化が進む一方で、公共交通インフラ整備が十分進んでいないことから、大都市圏では交通渋滞が深刻な問題となっている。
- マハラシュトラ州ムンバイ都市圏(人口1,841万人)では、急速な都市化に伴う自動車保有数の急増により、交通渋滞が深刻化している。また、ムンバイ都市圏の広域的な経済発展にとって、ムンバイの地理的な制約(半島の先端に位置するため開発余地が少ない)が、大きな障害となっている。

1. 事業の背景と必要性(2/2)

- マハラシュトラ州政府は、ムンバイ都市圏の持続可能な発展のため、対岸で開発余地の大きいナビムンバイ側で経済特区や新空港等の計画を推し進めている。
- また、ナビムンバイに位置する国内最大貨物取扱量である Jawaharlal Nehru Port (JNPT 港) やムンバイー Pune 高速道路等への連結性向上も重要としている。
- ムンバイ湾横断道路建設事業 (Mumbai Trans Harbour Link: MTHL) は、先述の課題に対応し、上記開発計画との連結性向上を図るため重要と位置付けられ、持続的経済社会開発に寄与するものである。



2.事業概要

■ 事業概要

マハラシュトラ州ムンバイ都市圏において、半島側のムンバイ中心部からムンバイ湾を挟んだ東郊のナビムンバイを接続する総延長約22kmの海上道路を建設するもの。

■ 事業実施機関

ムンバイ都市圏開発庁

(Mumbai Metropolitan Region Development Authority: MMRDA)

■ 借款対象

海上道路、アプローチ道路及び他主要幹線道路への接続部建設

■ 協力準備調査

実施中(2015年4月～2015年11月まで)

2. 事業概要



3. 事業対象地域の現状

①ムンバイ市内渋滞状況



②ムンバイ側架橋位置(1)



②ムンバイ側架橋位置(2)



③ナミムンバイ側架橋位置



④ナビムンバイ側州道IC位置



⑤ナビムンバイ側通過区間



4. 環境社会配慮事項

■ 助言を求める事項

第1回:環境社会配慮調査のスクーピング案

第2回:協力準備調査報告書ドラフト

■ 適用される環境社会配慮ガイドライン

「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)

■ 環境カテゴリ

カテゴリA

■ 環境カテゴリ一分類根拠

大規模な道路、橋梁セクターに該当するため

4. 環境社会配慮事項

項目	確認済み事項	要確認事項
環境許認可	インドでは、本事業はEIA義務付けられていないが、実施機関は2004年にEIAを作成し2012年に更新済み。	2012年更新済みのEIAの承認が現在も有効であるか確認する。
汚染対策	- 工事中は、大気質、騒音・振動等について影響が想定される。 - 供用後は、車両の通行に伴い大気質、騒音・振動等の影響が想定される。	緩和策の詳細を確認
自然環境面	- 架橋地点の一部は、海岸の開発制限区域 (CRZ: Costal Regulation Zone)を通過する予定。なお、実施機関は開発許可を取得済み。 - 架橋地点には、マングローブの生息地、干潟が存在し、干潟は渡り鳥の飛来地となっている。	- CRZの管理計画等を確認 - 貴重種の生息の有無 - 生態系への影響と緩和策の内容を確認
社会環境面	- 用地取得規模96ha、うち69haは取得済み。 100世帯前後の住民移転。	- 移転を要する住民数の詳細を確認 - 補償方針の内容を確認 - 生計回復支援策の内容を確認 - 住民協議の結果を確認 - 取得済みの用地についての経緯等の確認

5. 今後のスケジュール

年	2015年									
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
協力準備調査										
環境社会配慮調査 (追加EIA調査、RAP調査)										
住民協議		▲ センサス調査開始時				▲ RAP(案)説明				
環境社会配慮助言委員会		▲ 全体 会合	▲ 1st WG				▲ 2nd WG			

ベトナム社会主義共和国

ハイフォン幹線道路整備事業

2015年5月8日

東南アジア・大洋州部

東南アジア第三課

内容

- 1.事業の背景と必要性
- 2.事業の目的と概要
- 3.事業対象地域図
- 4.事業対象地域現況
- 5.環境社会配慮事項
- 6.今後のスケジュール

1. 事業の背景と必要性

(1) 急速な経済成長

- － ハイフォン市はベトナム北部に位置し、首都ハノイから東側に約100km離れた港湾都市であり、中央直轄市の一つ。
- － 全国GDP成長率(2000年から2010年): 平均7.2%/年
- － ハイフォン市GDP成長率(2005年から2011年): 平均11.3%/年

(2) ハイフォン市都市マスタープラン～科学技術に立脚する近代工業都市の建設～

- － 新市街地を造成し、合わせて官庁街を移転する都市開発。
- － VSIP工業団地をはじめとする大規模な工業団地の造成。
- － 既存ハイフォン港の機能をカム河南側のディンブー港及びラックフェン港へ移転

(3) 交通渋滞の深刻化

- － 所得向上と人口増加による自動車の増加、及びラックフェン港の稼働に伴う工業団地から港湾に至る市内通過交通の増加により、交通渋滞の深刻化が危惧されている。
- － 既存の渡河手段(ビン橋、キエン橋)のみでは交通需要を満たせなくなる見込み。
- － 市街地を迂回する交通路としての環状道路、及びカム河を渡河する新たな橋梁の整備が喫緊の課題。

2. 事業の目的と概要

(1) 事業目的

ベトナム北部のハイフォン市においてグエンチャイ橋、ブーイエン橋の2橋梁及び、第3環状道路の一部を整備することにより、増加する交通需要への対応、交通・物流の効率化を図り、以てハイフォン市を含めベトナム北部地域の経済成長促進・国際競争力強化に寄与する。

(2) 事業概要

(ア) 内容

- ・ グエンチャイ橋(片側2車線、橋梁800m、アプローチ道路240m×2)、
- ・ ブーイエン橋(片側2車線、橋梁600m、アプローチ道路800m×2)、
- ・ 第3環状道路(片側2車線、13km)を整備する。

(イ) 実施機関

- ・ ハイフォン市 交通運輸局

(ウ) 借款対象

- ・ 土木工事、コンサルティング・サービスなど

(エ) 実施スケジュール

- ・ 2022年の事業完成・供用開始

(オ) 協力準備調査

- ・ 2015年3月より協力準備調査を実施。(2016年2月に最終報告書提出予定)

3. 事業対象地図



4. 事業対象地域現況

1. グエンチャイ通り



2. カム河



3. VSIP工業団地



企業名	事業分野
Kyocera Mita Vietnam Technology Co., Ltd	プリンター、オフィス複合機
ZEON Manufacturing Vietnam	自動車用樹脂製品等
Nipro Pharma Vietnam Co., Ltd	製薬、医療機器
Y-Tec Vietnam Co., Ltd.	自動車用樹脂製品
JFE Shoji Steel Haiphong Co., Ltd.	鋼材製作加工
Paloma Vietnam Co., Ltd	ガス器具
Dynapac	梱包資材
Aspiresun industrial Vietnam Co., Ltd	照明、自動車用照明等
Nishina Industries Vietnam Co., Ltd	建設機械・産業車両油圧制御機器
Mochizuki Press Vietnam Co., Ltd	プレス加工
Iiyama Seiki Vietnam Co., Ltd	油圧制御機器、精密加工

4. 事業対象地域現況

4. 省道356号線(ブーイエン橋南側)



5. 環状3号線通過予定地



5. 環境社会配慮事項

1. 助言を求める事項:

第1回: 環境社会配慮調査のスクーピング案

第2回: 協力準備調査報告書ドラフト

2. 適用環境社会配慮ガイドライン:

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月
公布)

3. カテゴリ分類: A

根拠: 大規模な道路セクター及び影響を及ぼしやすい特
性に該当

5. 環境社会配慮事項

4. 想定される社会的影響：

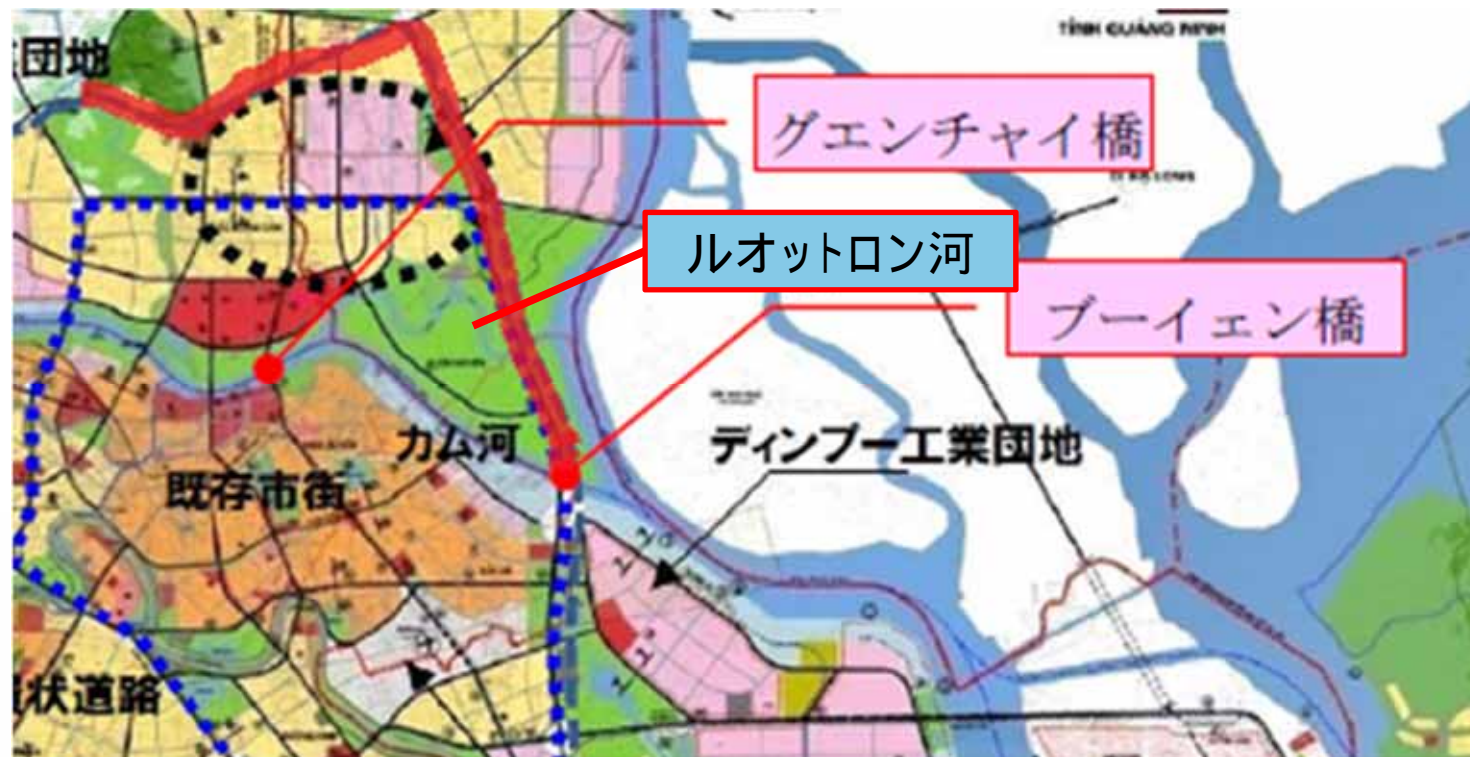
- 被影響家屋数の規模が最大で960軒程度
(詳細な非自発的住民移転数は本調査にて確認)



5. 環境社会配慮事項

4. 想定される環境的影響：

- 走行車両による大気汚染
- 走行車両による騒音・振動
- 橋梁の建設によるカム河及びルオットロン河沿いのマングローブ林への影響



6. 今後のスケジュール

年度	2014	2015										
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
環境影響評価 (EIA)		制度調査	現地調査 (濃度計測、騒音、生態系、社会環境要素に係る踏査等)			EIA報告書案の作成		承認・確認手続き				
住民移転計画 (RAP)		第1回ステークホルダー協議 制度調査	現地調査 (センサス、社会経済調査、再取得価格調査、フォーカスグループミーティング等)			第2回ステークホルダー協議 RAP案の作成		承認・確認手続き				
環境社会配慮助言委員会			WG (助言案検討)	WG (助言案検討)	全体会合 (助言確定)			WG (助言案検討)	WG (助言案検討)	全体会合 (助言確定)		
報告書	IC/R	全体会合 (案件概要説明)		IT/R						DF/R		F/R

環境レビュー段階での助言に対する助言対応結果

国名: インド国

案件名: レンガリ灌漑事業フェーズ 2

適用ガイドライン

1. 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果(審査後)
1	EIA には「No population will be displaced due to this canal project」と記述されているが、RAP に基づくと実際には 138 世帯の非自発的住民移転が発生するため、EIA の記載については修正を求めること。	助言の通り修正を申し入れ、審査において実施機関と合意しました。
2	将来の地域の発展をも考慮に入れたうえで、Canal Bank Service Road による、大気汚染、動物の交通事故等の影響を予測し、必要な対策を講じること。	一般的に動物は夜行性であり、他方で車両の通行は日中であることから、動物と車両の衝突事故は想定されません。また、動物の通過経路の近傍には注意喚起のための標識が設置されます。加えて、Canal Bank Road は Guidelines for the Design of Flexible Pavements for Low Volume Rural Roads に基づくと Rural Roads の中の Other District Roads に分類され、一般の車両は交通が規制されるため交通量は少なく、動物との衝突事故や大気汚染の影響は極めて小さいと想定されています。
3	ゾウによる住民被害対策としての電気柵設置については、効果を担保するよう仕様や運用について十分配慮すること。	5 層の標準線規の電気柵が 25 板の太陽電池パネルに接続されており、30 マイクロ秒ごとに 7~8 キロボルトの電流が流れる仕様の電気柵となっております。同様の電気柵はインドやスリランカにおいてゾウによる獣害対策に効果的であるという事例も報告されていることから、住民被害対策として効果的であると認識しています。
4	対象地域およびその周辺でのアジアゾウの生息について調査・モニタリングを継続し、必要に応じて影響に対する緩和策の見直しを求めること。	対象地域およびその周辺でのアジアゾウの生息については森林局により定期的にセンサス調査が行われています(確認できる範囲では 1979 年から調査が行われています)。その結果、個体数に大きな増減はないことが確認されていますので、レンガリ灌漑事業実施によるアジアゾウへの重大な影響はないという認識ですが、必要に応じて緩和策を検討することを審査において実施機関と合意しました。
5	農薬や肥料の適正な使用のためのトレーニングや支援が効果的になされているかどうかのモニタリングを行うこと。	環境モニタリング計画の一環として、農薬や肥料の適正な使用のためのトレーニングをモニタリングすることを、審査において実施機関と合意しました。
6	森林局による野生生物管理計画等について、進捗と費用負担・役割分担について確認すること。	野生生物管理計画に必要な Rs. 268.5 million の費用はすでに実施機関から森林局にデポジット済みです。野生生物管理計画では、左岸地区で 28 か所に Elephant Friendly Ramps (EFRs) が建設されることが定められており、これらはすべて建設済みです。ま

		た、2ヶ所の Elephant Passage のうち 1 か所は既に建設済みであり、残り 1 か所は本事業において実施機関により建設される予定です。なお、建設された EFR および Elephant Passage は森林局により維持管理が行われます。
7	GHG 排出の緩和・最小化策について、森林伐採に対する補償植林・メタン発生を抑える水管理・工事車両の適正な使用など、確認できている内容を環境レビュー方針の確認済事項に記載すること。	森林伐採については、伐採分への補償植林に加え、水路沿い植林も実施されることから事業実施前よりも森林が増加し、CO2 の吸収量が見込まれます。また、灌漑による水量増加に伴うメタン発生の増加が想定されますが、必要最小限の水利用等の管理を行うことによりメタン発生の増加を抑制することが可能です。以上の内容を環境レビュー方針の確認済事項に記載しました。
8	環境レビュー方針の確認済事項に「主要な生息環境である樹林は保全される」とあるが、補償植林により生息環境が保全されるとは言い切れないため、当該文言の表現を「補償植林により生息環境への影響が緩和される」など適切な表現に修正すること。	ご指摘の通り「補償植林により生息環境への影響が緩和される」という文言に修正しました。
9	補償植林の樹種等について、外来種を避けるなど、十分な配慮がなされることを確認すること。	外来種を避けること、また植林に際しては可能な限り伐採されたエリアの近傍に植林することで、可能な限りもとの生態系が保全されるよう配慮することを、審査において実施機関と合意しました。
10	フェーズ 1 での経験を踏まえ、農業残さの処理およびリサイクルが適切に行われるよう確認すること。	オディシャ州では野焼きは行われていないため、フェーズ 1 では野焼きによる大気汚染は生じておらず、またフェーズ 2 においても野焼きやそれに伴う大気汚染は想定されておりません。また、農業残さが堆肥として再利用されるよう農業局が農民に指導を行うことを審査において実施機関と合意しました。
11	地域住民の貧富の格差が助長されないよう十分に配慮すること。	実施機関による農作物生産、家畜飼育、マーケティングなどの活動支援、また、自助グループにより生計向上活動などを実施することにより、域住民の貧富の格差が助長されないよう配慮することを審査において実施機関と合意しました。
12	ステークホルダー協議におけるジェンダーおよび社会的弱者への配慮については、確認できている内容を環境レビュー方針の確認済事項に記載すること。	オディシャ州 Pani Panchayat Act 2008 (水利組合法) によって、水利組合は 33% の女性の参加が義務付けられるなどジェンダーに配慮し運営することになっています。また、用地取得・住民移転対象の寡婦世帯を社会的弱者とみなし、農業技術トレーニングの一環として生計回復プログラムを実施する予定となっています。以上の内容を環境レビュー方針の確認済事項に記載しました。

協力準備調査 報告書ドラフトへの助言対応表

国名: フィリピン共和国

案件名: 南北通勤線事業(フェーズ II-A) 補足準備調査

適用ガイドライン: 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
全体事項		
1	以下の点について、結論と提言を FR に記載すること。 -ROW の使用に関する取り決め -事業の実施体制 - 供用後の維持管理 (Operation and Maintenance) 体制	現時点では、以下のように考えております。 ・ROW の使用に関する取り決め: DOTC から北ルソン鉄道公社 (North Luzon Railway Corporation, 以下、NorthRail) 及び PNR に対しては、従来より、ROW の利用方針を含む本事業の事業計画やその進捗について説明を実施してきており、JICA としては、3 機関との間で合意形成がなされていると理解しております。具体的な内容については審査において確認します。 ・事業の実施体制: フィリピン政府による本事業のインフラ事業としての承認手続きに際し、DOTC は、当該手続きを所管する国家経済開発庁 (NEDA) に対して、NorthRail を開業までの PMO として活用することを正式に表明しています。よって、この実施体制が、現時点のフィリピン政府としての基本方針となっています。 ・供用後の維持管理 (Operation and Maintenance) 体制: 本事業の開業後の運行及び維持管理については、フィリピン政府の基本政策として、民間セクターの活用による政府サービスの効率化を掲げていることから、PNR が発注機関となり、民間に再委託する案が、同様に DOTC から NEDA に対して表明されております。 これらの内容は、DOTC との協議の上、FR 10 Conclusion and Recommendation の中で取りまとめます。
2	鉄道の敷設に伴う沿線の開発により農地の減少、土地利用の変化が予想されている。本事業がもたらす直接の影響程度は不明であるが無関係ではいられない。今後の開発を見込んだ沿線の適切な土地利用対策について FR に記載すること。	鉄道の敷設に伴う沿線の開発により農地の減少、土地利用の変化が予想されます。そのため、沿線の各自治体において、今後の開発を見込んだ適切な土地利用計画や地域開発計画等の策定が必要である旨、FR 7.1.8 Environmental Management Plan において Recommendation として記載します。
環境配慮		
3	湿地に対するオフセットの具体的な内容や今後の方針について、FR に記載すること。	バレンズエラ車両基地の予定地にある湿地に対する代償措置について、現時点の方針は以下の通りです。 ・車両基地予定地近傍の湿地を選定し保全する、または ・フィリピン国政府の湿地保全プログラムを支援する DOTC は、実施にあたり Society for the Conservation of Philippine Wetlands (SCPW) の支援を受ける予定です。これらの内容を踏まえ、DOTC に確認の上、FR 7.1.8 Table 7.1.39

		Environmental Management Plan に取りまとめます。
4	最終設計における液状化対策の基本的な方針について、可能な範囲でFRに記載すること。	詳細設計段階で、地質調査の結果を踏まえて液状化の判定を詳細に行い、液状化が発生すると判定された個所については、構造種別ごとに必要な対策の検討を行う方針です。FR 7.1.8 Environmental Management Plan において、これらの内容を Recommendation として記載します。
5	供用後の沿線の環境管理計画が、沿線の各地方自治体の土地利用計画や地域開発計画等に適切に反映されていることを、プロジェクト実施者が定期的に確認する必要性をFRに記載すること。	供用後の沿線の環境管理計画が、沿線の各地方自治体の土地利用計画や地域開発計画等と整合し適切に実施されており、それを DOTC が定期的に確認する必要性を、FR 7.1.8 Environmental Management Plan において Recommendation として記載します。
6	洪水と水汚染、土壌汚染に関する供用後の対策に関するモニタリングの実施をFRに記載すること。	水汚染及び土壌汚染に対して、供用後の対策に関するモニタリングについては、現在の Environmental Monitoring Plan に、以下のように記載しています。 ・水汚染： 車両基地の排水処理施設から放流される排水が、フィリピン国の排水水質基準を満たしているか、モニタリングを毎月実施すること ・土壌汚染： 車両基地において、土壌汚染を防ぐため、使用済の油、化学物質等の適切な管理及び処理、処分状況のモニタリングを毎週実施すること また、洪水についても、DOTC と協議の上、FR 7.1.9、Table7.1.40 Environmental Monitoring Plan への記載を検討します。
7	駅舎内の排水やし尿処理に関し、供用後の適切な管理に関するモニタリングの実施をFRに記載すること。	駅舎内の排水及びし尿処理を適切に管理するためのモニタリングの実施については、DOTC と協議の上、FR 7.1.9 Table7.1.40 Environmental Monitoring Plan に記載します。
8	駅舎内の分別ごみ箱の設置と廃棄物処理については、各地方自治体の方針に従った適正処理状況に関するモニタリングの実施をFRに記載すること。	駅舎内の分別ごみ箱の設置と廃棄物処理については、現在の Environmental Management Plan に、「廃棄物を分離回収可能なごみ箱を配置すること。分別した廃棄物の定期的な収集、輸送、許認可取得済の廃棄物処理施設において処分すること」と記載しています。 各地方自治体の方針に従った適正処理の実施状況に関するモニタリングについては、DOTC と協議の上、FR 7.1.9 Table7.1.40 Environmental Monitoring Plan に記載します。
社会配慮		
9	住民移転計画の実施に関する外部モニタリングの主体や実施方法について、FR に記載すること。	現時点では、住民移転計画の実施に精通し実績のあるコンサルタントや NGO、大学等に委託して実施する方針です。その実施方法は、以下を予定しています。 ・各市において移転の対象となった PAPs に対して、RAP の規定通りに補償されたか等の実施状況や、現在の生計状況について聞き取り調査 ・DOTC/PMO の内部モニタリングレポートのレビューと実施状況調査の結果の照合 ・住民協議会、フォーカスグループディスカッションを通じて、移転地の住宅、生計回復支援等に対する意見、満足度等の聞き取り調査 ・上記調査に基づいた、RAP の実施状況や生計回復状況についての客観的な評価、課題解決のための提言等 これらの内容を踏まえ、DOTC に確認の上、FR 7.2.13.2 External Monitoring and Evaluation に追記します。

10	Caloocan City における Vendor の移転先の選定に関する具体的な方針について、FR に記載すること。	現時点では、Vendor の移転先を選定する方針は以下のとおりです。 ・Vendor の eligibility についての再確認 ・Caloocan City や国家住宅庁(NHA)等と、適切な補償、支援策について協議(商売を行う代替地の検討も含む) ・Vendor との補償・支援内容についての協議 これらの内容を踏まえ、DOTC に確認の上、具体的方針について、FR 7.2.7.3 Relocation Site for Vendors in Caloocan City に記載します。
11	苦情処理メカニズムの組織の中に住民代表を加え、住民の意見が反映される手続きを検討し、FR に記載すること。	苦情を受け付ける第一段階の窓口を、各自治体の Local Inter-Agency Committee (LIAC)に設け、そこに住民を代表する住民組織(People s Organization)や NGO が参加する計画です。こうした内容を、FR 7.2.8 Grievance Redress Mechanism に記載します。
12	住民の移転地に関するニーズ調査結果の記載方法(DFR P. 7-142)と調査結果の記載方法(DFR P. 7-166)が異なっているが、記載方法を統一すること。	FR 7.2.7 Relocation Site における住民の移転地に関する調査結果の記載は、FR 7.2.3.4 Awareness of the Project and Relocation Preference の調査結果の記載に合わせて修正します。
13	住民移転サイト5カ所中、3カ所は沿線から数キロ離れている。一方で、住民の移転地に関するニーズ調査結果(DFR P. 7-142)によれば、ほとんどの住民が同じバランガイ又は周辺のバランガイへの移転を希望している。この調査結果と計画との間のギャップを FR に記載すること。また、元の居住地により近い土地の選定を検討すること。	移転地の選定において、元の居住地により近い移転地に移転できるよう、DOTC は国家住宅庁(NHA)と協議しています。その結果を踏まえ、各自治体で移転を余儀なくされる非正規居住者が、同市内の移転地へ移転できるか、市外の移転地への移転となるかの見込みについて、FR 7.2.7.2 Selection of Relocation Sites for ISFs に記載します。また、移転地に関するニーズ調査結果と移転先候補地の計画との間にギャップがある場合は、その内容を追記します。
14	5カ所の住民移転サイトにおける公共交通機関の整備状況、及び元の居住地域からの所要時間について、FR に記載すること。公共交通機関が整備されていない移転地については、その整備を検討すること。移転地に移る住民の通勤や通学等にかかるコスト負担の軽減措置を検討すること。	DFR のWG で提示した表(5カ所の住民移転サイトにおける公共交通機関の整備状況、元の居住地域からの所要時間等について)を改めて確認し、FR 7.2.7 Relocation Site に掲載します。また、公共交通機関が整備されていない移転地については、DOTC と協議の上、その整備の必要性について検討します。 通勤や通学のコスト負担については、RAP 案の 13.6 Monitoring Indicators にて、通勤や通学等にかかるコストの増減をモニタリング項目に追加し、負担が増加している場合は、軽減措置の必要性について検討、対応する方策もあると考えます。これらを含め、DOTC と協議の上、移転地に移る住民の通勤や通学等にかかるコスト負担の軽減措置を検討します。
15	住民のニーズ調査(DFR P. 7-142)によれば、移転先における市場、学校、診療所のニーズが高いことが明らかとなっていることから、5カ所の住民移転サイトにおける市場、学校、診療所等の整備状況について、FR に記載すること。	5カ所の住民移転サイトにおける市場、学校、診療所等の整備状況について、FR 7.2.7 Relocation Site にて表に整理して掲載します。
ステークホルダー協議・情報公開		
16	LIAC 連絡会議において、各 LIAC の進捗、課題、苦情処理等について情報交換、共有化、統一化等を図ること。	DOTC と協議の上、LIAC 連絡会議において、各 LIAC の進捗、課題、苦情処理等について情報交換、共有化、統一化等を図ること促し、これらの内容を FR 7.2.9 Institutional Mechanism for the Implementation of RAP に記載します。

17	LIAC の社会準備(Social Preparation)活動を通じて、NSCR の概要、事業補償、移転手続き、移転地の概要、生計支援プログラムの概要など、定期的にステークホルダー協議会を開催して広報がなされると共に、ステークホルダーの意見が広く反映される機会となることを FR に記載すること。	現在の RAP に、LIAC の社会準備活動を通し、本事業の概要、補償、移転手続き、移転地の概要、生計支援プログラムの概要など広報すると記載しています。また、定期的にステークホルダー協議会を開催し、ステークホルダーの意見が広く反映される機会を提供することについても、DOTC と協議の上、その促進を促すと共に、FR 7.2.9 Institutional Mechanism for the Implementation of RAP に記載します。
その他		
18	財務分析と経済分析に関し、その費用及び便益に関わる考え方や項目について最新のデータに基づいて必要な見直しを行い、その結果を FR に記載すること。	財務分析と経済分析に関し、その費用及び便益に関わる考え方や項目について最新のデータに基づいて必要な見直しを行い、経済分析に関しては FR 9.3 Economic Evaluation に、また財務分析に関しては FR 9.4 Financial Viability に結果を記載します。

フィリピン国「南北通勤線事業(フェーズII-A)補足準備調査」環境レビュー方針 (環境社会配慮助言委員会資料)

1. 確認済事項

案件概要	適用ガイドライン、 想定されるカテゴリ及び分類根拠	全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
【事業の目的】 - 本事業は、マニラ首都圏の南北軸の近郊と首都圏を結ぶ南北鉄道事業のうち、北方のマロロスから首都圏マニラ市ツツパンまでのフェーズI区間の整備を行うことにより、マニラ首都圏の通勤圏の拡大を図り、もってマニラ首都圏の深刻な交通混雑の緩和ひいては大気汚染や気候変動の緩和に寄与するもの 【事業概要(調達方法も含む)】 - 土木工事(本線(約38km)及び車両基地)(国際競争入札) - 鉄道システム(国際競争入札) - 車両調達(国際競争入札) - コンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理、鉄道運営維持管理能力強化等) 【実施機関】 - 借入人: フィリピン共和国政府 - 事業実施機関: 運輸通信省(Department of Transportation and Communications: DOTC) - 他機関との連携・役割分担: 事業実施段階において、PMOの中心となるスタッフは、DOTCの外郭団体北ルソン鉄道公社(North Luzon Railway Corporation、以下「NorthRail」)から技術者等を配置する予定 - 運営/維持管理体制: PNRが発注機関となり、民間事業者が運営・維持管理を行う見込み 審査にて確認 【事業費】 審査において確認 - 総事業費/概算協力額: - 要請額: - 借款額:	【適用ガイドライン】 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICAガイドライン) 【カテゴリ分類】 A 【カテゴリ分類の根拠】 - JICAガイドラインに掲げる鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するため。	1) 許認可 - 環境天然資源省(DENR)へEPRMPを承認申請し、2015年4月28日にDENRが環境許可(ECC)を発効済み 2) 住民協議 - マロロス～カローカン: 2013年8月～2014年4月にかけて、ROW沿いの8つの市とmunicipalityで、計18回の住民協議を開催(EPRMPとRAPの説明含む) - カローカン～ツツパン: 2014年11月～2015年2月にかけて、計8回の住民協議を開催(EPRMPとRAPの説明含む) - IEC(information, education and communication)活動(被影響者に加え、より幅広いステークホルダーへの情報提供)として、2014年11月～2015年1月にかけて、計6回協議を開催 - 住民協議を通じ、事業に対する特段の反対意見は確認されていない 3) 代替案 - ゼロオプションを含め、ROWの代替案として1) PNR及びノースレール事業のROW、2) NLEX及びQuezon Ave.沿いのROWを検討、用地取得・住民移転の規模や洪水の影響等を考慮し、1)を選択 - その他、デポの位置と構造(盛土と高架、地下)を検討し、最適案を選定 4) 情報公開 - ステークホルダー協議でEPRMPを一部公開。だが、その全編は未公開 - RAPはステークホルダーの要求に応じ公開する方針だが、その全編は未公開 - 2015年4月28日に、ECC及びEPRMP、RAPをJICAウェブサイトで公開 5) 環境管理及び環境モニタリングの実施体制 - 環境管理計画及び環境モニタリング計画に基づき、工事中はDOTCがコントラクターを通じ、事業サイトの水質や大気質、騒音、振動、植物等に対する緩和策及びモニタリングを実施 - 供用後は、騒音や振動、排水、廃棄物管理等に対する緩和策及びモニタリングを行うが、その実施体制は審査において確認	1) 大気質 【工事中】 - 散水や建設機械の定期整備、仮囲いの設置等で、粉じんやNOx、SOx等の排出を緩和 【供用後】 - 整備車両や発電機の定期整備でNOx、SOx等の排出を緩和 2) 水質 【工事中】 - 掘削土の迅速な搬出と廃棄、簡易トイレの設置、建設機械の定期整備で水質汚濁を緩和 【供用後】 - デポにおける排水処理施設の設置、駅舎へのトイレの設置で水質汚濁を緩和 3) 廃棄物 【工事中】 - 廃棄物管理計画を策定し、廃棄物の再利用や分別、認可業者による回収と廃棄を行う 【供用後】 - 駅舎でごみ分別を行うと共に、認可業者が回収し廃棄 4) 騒音・振動 【工事中】 - 低振動・騒音型建設機械の採用と定期整備、仮囲いの設置等で影響を緩和 【供用後】 - 防音壁の設置やロングレールの敷設、レールや車両の適切な点検・整備等で影響を緩和 5) 汚染土壌 - MeycauayanにおけるROWの周辺で鉛汚染土壌が見つかり、DENRの指示で汚染者であるバッテリー工場が土壌を浄化、浄化結果のレポートをDENRへ提出済だが、分析結果に齟齬が見つまっている	1) 保護区 - 国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない 2) 生態系 - 事業地は重要な自然生息地とは考えられないが、フィ国DAO 2007-1ではCR、IUCN 2007 Red ListsではVUに分類されるPterocarpus indicusが見つまっている。コントラクターが伐採許可を取ると共に、DENR Memorandum Order No. 2012-02 Uniform Replacement Ratio for Cut or Relocated Trees に従い、伐採1本につき100本の苗木を植える代償措置を取る - デポ予定地では湿地が確認されている。保護区ではなく、貴重種も見つっていないが、数種の渡り鳥が確認されている。そのため、Society for the Conservation of Philippine Wetlands (SCPW)と協力し、自主的な対策として近隣の湿地の保全に取り組む 3) 地形、地質 - 工事中に降雨の影響による土壌侵食が考えられる。掘削土をカバーで覆うことや植生除去の最小化、雨期を避けての工事等により、影響を緩和	1) 用地取得・住民移転 - 影響の規模は以下の通り 全PAHs: 1,160HH(全PAPs: 2,045人)、うち合法957 HH(PAPs: 1,235人)、非合法203 HH(PAPs: 810人) 移転が必要となる全PAHs: 300HH(全PAPs: 1,185人)、うち合法100 HH(PAPs: 378人)、非合法200 HH(PAPs: 807人) 影響を受ける土地: 計22,435 m2 影響を受ける構造物: 計296(うち住居233、商業施設57、公的な施設6)、その他門や壁など44 影響を受ける樹木等: デガ予定地における耕作地4,000 m2、果樹133、木材用や果樹以外の樹木257、その他の耕作物416 2) 生活・生計 - エンタイルメントマトリックスが作成されており、それに基づき補償や支援、生計回復策を提供 - 合法世帯の土地と構造物に対する補償は、再取得価格に基づき行う - 非合法世帯に対する補償は、構造物に対する再取得価格での補償に加え、物理的な移転が必要な世帯は、1) 移転地への移転、もしくは2) 手当を受け取って生まれ故郷へ引越を提供 3) 用地取得・住民移転、モニタリングの実施体制 - 用地取得と住民移転の実施やその進捗、被影響者の生計回復状況のモニタリングは、DOTCが主導し、国家住宅庁(NHA)や事業サイトの地方自治体と協力して実施 4) 文化遺産 - Malolos StationとMeycauayan Station、Polo/Valenzuela Station、Tutuban Mallは、フィ国においてhistorical buildingsとされている。また、National Historical Commission of the Philippines (NHCP)がDOTCヘleterを出し、Tutuban Mall等の建物の保全を推奨 - 対象の建物の保存を考慮してDDを行うと共に、その保存状況をモニタリングする 5) 少数民族、先住民族 - 事業対象地及び周辺には少数民族や先住民族は生活、活動していない

2. 環境レビュー方針

	全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
	1) 事業実施全体に関する事項 - ROWの使用に関する取り決めと事業の実施体制、供用後の維持管理体制を確認(DFR助言 No. 1) 2) 環境チェックリスト - DOTCへ環境チェックリストの作成を依頼し、合意 3) 情報公開 - DOTCへ、DOTCのウェブサイトでのEPRMP全編の公開を申し入れ、審査時に公開済であることを確認 - DOTCへ、LGU事務所やDOTCのウェブサイト等、ステークホルダーが閲覧できる方法でRAP全編を公開するよう申し入れ、審査時に公開済であることを確認 4) 環境管理計画(EMP)、環境モニタリング計画(EMoP) - EMPとEMoP及びモニタリングフォームを確認し、DOTCと合意 5) 環境管理、モニタリングの実施体制 - 供用後の EMPとEMoPの実施体制を確認 6) 環境モニタリング及びその結果の公開 - モニタリング結果の公開をDOTCへ働き掛けるとともに、可能な限りその公開について合意 7) ECCの付帯条件 - ECCの付帯条件を確認し、DOTCが必要な対応を行うことを確認	1) 振動 - 工事中の振動シミュレーション結果が、参照基準を超えている。より詳細な緩和策と、それにより参照基準を遵守できることを確認 2) 汚染土壌 - DENRの分析結果に対する判断(参照基準も含む)と、必要に応じ、今後必要な作業を確認 3) モニタリング - 洪水と水汚染、土壌汚染に関する供用後の対策に関するモニタリングの実施を確認、検討(DFR助言 No. 6) - 駅舎内の排水やし尿処理に関し、供用後の適切な管理に関するモニタリングが実施される計画であることを確認(DFR助言 No. 7) - 駅舎内の分別ごみ箱の設置と廃棄物処理について、各地方自治体の方針に従った適正処理状況に関するモニタリングが実施される計画であることを確認(DFR助言 No. 8)	1) 生態系 - 湿地に対するオフセットの具体的な内容や今後の方針について確認(DFR助言 No. 3) 2) その他 - 最終設計における液状化対策の基本的な方針を確認(DFR助言 No. 4)	1) ベンダーとテナントへの補償、支援 - 物理的移転が必要となるベンダー(DFR助言 No. 10)とテナントへの補償、支援がJICAガイドラインに準拠している内容が確認 2) 物理的移転及び生計回復策の提供 - 移転地の受け入れ計画と、物理的移転の実施と生計回復策の提供におけるDOTCとNHA、LGUsの役割を確認。これらをMOA案として作成するようDOTCへ働きかける。その内容を確認 - 移転地については、被影響者の元の居住地により近い土地の検討をDOTCへ働きかけ(DFR助言 No. 13) - 公共交通機関が整備されていない移転地については、その整備の検討、また移転地に移る住民の通勤や通学等にかかるコスト負担の軽減措置の検討をDOTCへ働きかけ(DFR助言 No. 14) 3) 用地取得・住民移転及びモニタリングの実施体制 - DOTCが主導し、NHAや事業サイトの地方自治体と協力して実施することとなっているが、各組織の具体的なタスクや指示系統等が不明確。それらの点と共に、DOTCが全体を適切に管理できるメカニズムを確認 4) 用地取得・住民移転のモニタリング及びその結果の公開 - 用地取得・住民移転のモニタリング計画及び内部モニタリングフォームを確認し、DOTCと合意 - モニタリング結果の公開をDOTCへ働きかけるとともに、可能な限りその公開について合意 - 外部モニタリングの主体や実施方法を確認(DFR助言 No. 9) 5) 苦情処理メカニズム - 苦情処理メカニズムの組織の中に住民代表が入り、住民の意見が反映される手続きであることを確認(DFR助言 No. 11) 6) ステークホルダー協議 - 引き続き、補償や移転地等について被影響者と十分な協議を重ね、DD中のRAP改訂やその実施を行うよう、DOTCへ働きかけ - LIAC連絡会議において、各LIACの進捗、課題、苦情処理等について情報交換、共有化、統一化等が図られることを確認(DFR助言 No. 16) - LIACの社会準備(Social Preparation)活動を通じて、NSCRの概要や事業補償、移転手続き、移転地の概要、生計支援プログラムの概要など、定期的にステークホルダー協議会を開催して広報がなされると共に、ステークホルダーの意見が広く反映される機会となることを確認(DFR助言 No. 17) 7) デポ用地 - 現在、ノースレール事業とNational Food Authority間でデポ用地のリース契約が結ばれている。DOTCが、どのようにその用地を本事業で使えるようにする予定か、明確な方針と今後必要な手続きを確認 8) ノースレール事業の被影響者に対する追加支援 - ノースレール事業での被影響者に対する追加支援を確認し、その内容をRAPに含めると共に、実施についてDOTCと合意

環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

1. 全体会合
2. ワーキンググループ(WG)
 - (1) 全体事項
 - (2) 事前準備
 - (3) WG 会合の開催
 - (4) WG 助言案取りまとめ
3. その他
 - (1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い
 - (2) 臨時委員の活用と選考方法について
 - (3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針
 - (4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について
 - (5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

別紙 1 ワーキンググループ(WG)事前資料に対するコメント及び助言案確定段階におけるメール配布先及び送付手順について(2011 年 9 月 2 日改訂)

別紙 2 助言委員会の運営

別紙 3 概要不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について(2011 年 7 月 11 日)

別紙 4 JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会 WG 会合の実施について(2011 年 12 月 19 日)

別添 1 事前質問・助言案フォーマット

別添 2 情報公開法における不開示情報

1. 全体会合

(1) 全体会合での案件概要説明

環境社会配慮助言委員会・案件概要説明の資料構成イメージ

JICA は、WG 会合の日程及び担当委員を割り当てる全体会合で、案件概要説明を行う。その際、助言を求める事項を WG に提示する。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	・WG 会合の日程及び担当委員の割り当て ・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有	・事業概要(案件の必要性、意義等の背景、サイト状況、助言が求められる事項、留意点等) ・助言を求める主な事項 ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外 <案件概要資料(1)> 参照 ・JICA が説明
↓	資料の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	・資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外 <案件概要資料(2)> 参照 ・JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	—	・資料構成は表外 <案件概要資料(3)> 参照

<案件概要資料(1)> (全体会合 (WG 割当)) (全体で 4 枚程度)

- ・ 案件の背景、調査の位置づけ、(M/P 等があれば案件の必要性・意義もより具体的に説明)
- ・ 国 / 対象地域、事業概要、助言の範囲(スコーピング / 最終報告書ドラフト)、助言を求める事項(≡カテゴリ A の理由)
- ・ 対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
- ・ 備考(適用 GL 等)今後の想定スケジュール

<案件概要資料(2)> (WG 会合(助言案作成))

- ・ スコーピング案策定にかかる事前配布資料(環境社会配慮にかかる調査対象範囲の明確化含む)(スコーピング案説明時)
- ・ 環境影響調査結果を反映した評価等の事前配布資料(最終報告書案説明時)
- ・ 事前コメント(質問、助言案)への回答表(ノンペーパー)
- ・ 事前質問等に対する回答を説明するための補足資料(必要に応じて)

<案件概要資料(3)> (全体会合(助言文書確定))

- ・ WG(及びその後のメール審議)で、WG 担当委員によってとりまとめられた助言案

モニタリング段階における説明の資料構成イメージ

JICA は、全体会合で、モニタリング結果の概要説明を行う。

その会合でワーキンググループ会合が行われることになった場合、モニタリング結果に関する詳細な説明を行う。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	- 委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有 - WG 会合の日程及び担当委員の割り当て - この会合で助言文書をまとめる場合は、委員会側で取り纏め。	- 案件概要(事業の内容、サイトの状況、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等) - サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	- 資料構成は表外 <モニタリング結果概要資料>参照 - JICA が説明
↓	資料(モニタリング結果説明資料)の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	- 資料構成は表外 <モニタリング結果説明資料>参照 - JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	- 担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する - 助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	—	JICA からの説明はなし。

<モニタリング結果概要資料> (業務主管部が作成し、全体会合 で説明)

- 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等

<モニタリング結果説明資料> (業務主管部が作成し、WG 会合で説明)

- 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、主な環境社会配慮事項、懸案事項、原因の分析、緩和策、実施スケジュール、実施機関との合意、進捗状況、委員会からの質問・コメントへの回答等

(2) 担当 WG 委員の選定方法について

原則年度当初に当該年度の WG 開催日時を仮決定するとともに、全助言委員をグループ分けし(1 グループ 4 名程度。固定する必要はない。)、各グループの WG

会合開催日を割り当てる(各グループには、3～4週間に2回程度のWGが割り当てられる。)。各委員は、自分が属するグループの担当WG会合への出席予定を予め押さえておくこととする。

ただし、予定されていた委員が諸事情により担当WG会合に出席できない場合、予定されているグループに属さない委員が(案件の内容等に鑑みて)担当外のWGへの出席を希望する場合は、この限りではない。

なお、年度途中に助言委員の変更があった場合は、助言委員のグループ分け及び担当WGの割り当てを適宜変更することとする。

(3) WG 会合への参加方法

WG 会合は、原則 JICA の本部または研究所で開催するが、WG 担当委員が遠方に居住している等の理由により、他の場所(JICA 国内機関)からの参加を希望する場合、WG 会合開催場所と当該 JICA 国内機関とのテレビ会議システムの接続が可能であれば、同国内機関から WG 会合に参加することができる。

(4) 助言案に対する JICA の対応について

WG 担当委員から対応が困難と考えられる助言案が提出された場合、WG 会合において事前コメントへの回答表及び協議を通じて、その旨説明する。

助言確定後、助言への対応が困難であることが明らかになった場合、JICA は環境社会配慮助言委員会(以下、「委員会」という。)委員長及び WG 主査にその旨報告のうえ、善後策について検討する。

2. ワーキンググループ(WG)会合

(1) 全体事項

1) WG 会合の開催回数

各案件の助言案は、原則 1 回の WG 会合(及びその後の担当 WG 委員によるメール審議)で取りまとめることとする。

ただし、1 回の WG 会合とメール審議のみでは助言案の取りまとめが困難であると考えられる場合、WG 担当委員は、1 回目の WG 会合において、2 回目の WG 会合開催の是非について協議することとする。その協議を受けて、委員会事務局(以下、「事務局」という。)が 2 回目の WG 会合開催が必要であると認めた場合、WG 担当委員は助言文書確定予定の全体会合までに再度 WG 会合を開催することができる。(3 回目以上についても同様。)

なお、同一案件について WG 会合を複数回開催する場合であっても、原則 WG 主査は、助言文書確定予定の委員会全体会合までに助言案を提出しなければならない。

2) WG 会合の開催通知

以下について、JICA は WG 会合の 28 日前までに委員会向け通知する。

全体会合で開催が通知されていない案件について WG 会合を開催する場合

全体会合で開催が決定された案件の WG 会合をキャンセルする場合

1.(2)により助言委員への出席依頼がなされている WG 開催予定日に、WG 会合が開催されない場合

3) WG 会合における助言委員の人数と構成

WG 会合における助言委員の数は、原則 4 名以上とする。その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換え等により可能な範囲で人数の調整を行う。

担当 WG 委員確定後、担当委員が やむを得ず WG 会合を欠席する場合には、期日までに事務局あて事前コメント(質問、助言案)を送付するとともに、WG 会合後のメール審議に加わることをとする。

(2) 事前準備

1) 事前コメント(質問、助言案)及び回答作成について

WG 会合での議論を効率的に進めるため、JICA は、WG 担当委員に助言を求める事項を明確にする(スコーピング案、最終報告書案に対する助言等)。

事前コメント(質問、助言案)及び回答作成のフロー、日数、方法を以下のとおりとする。

WG 会合の事前配布資料は電子データにて WG 会合開催の 12 営業日前(WG 会合当日は含まない。以下同様。)に、別紙 1に基づき全委員に配付する。WG 担当委員には、要望に応じ、WG 会合資料一式のうち付属資料等を除いた部分のコピー(モノクロ)を送付する。

WG 担当委員は、事前配布資料を受けて、事前コメント(質問、助言案)を別添 1の様式により作成し、WG 会合開催の 6 営業日前までに事務局あて送付する。JICA は事前コメントに対する回答をまとめた資料を作成し、WG 会合当日に、WG 担当委員に配布する。この資料は可能な範囲で事前送付する(別紙 2参照)。

なお、この資料は、5 営業日という限られた日数で関係者(調査団、相手国)や予算、スケジュール等を含めて調整することは困難であること、また、WG 会合の協議で内容が変わる場合もあることから、取り扱いとしてはノンペーパーとする。

助言案に対する JICA の対応方針は、できる限りこの WG 会合で説明し、出席者に確認の後、議事録で公開することとする。

(3) WG 会合の開催

1) WG 会合での説明

JICA は、特に WG 担当委員からのコメントに対する回答表を WG 担当委員宛て事前送付している場合は、WG 会合効率化のため、回答表の読み上げを行わず、委員が事前配付資料を読み込んでいることを前提に、WG 担当委員からのコメントに対する回答表への更なる質問に対して説明を行うこととする。

(4) WG 助言案取りまとめ

1) 助言案取りまとめ

事務局は WG 会合後に、WG の協議結果を受けて体裁・表現のみ修正した助言の作業ファイルを作成し、別紙 1に基づき WG 担当委員に送付する。WG 担

当委員は、事務局から受領した作業ファイルをもとに、必要に応じてメール審議を行う。WG 主査は、助言のとりまとめを行う。

WG 会合開催後のメールベースの助言案取りまとめ基本フローは以下のとおり。

事務局→主査(WG の作業ファイルの送付)

主査→担当 WG 委員→主査(追加コメント確認、助言案の取りまとめ)

主査→事務局→全委員(取りまとめられた助言案の送付)

2) 助言文書の表記

助言の作業ファイルには、議論の対象となった資料、WG 担当委員、WG 会合の開催日時、場所、適用ガイドライン名を記載し、確定した助言文書には、助言文書を確定した全体会合の開催日時及び場所を追記する。

2010 年 8 月 * 日 環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦 担当ワーキンググループ主査 石田 健一
<u>スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査</u> (協力準備調査) スコーピング案に対する助言
<u>助言案検討の経緯</u> <u>ワーキンググループ会合</u> ・日時:2010 年 7 月 20 日(火)14:00 ~ 16:30 ・場所:JICA 研究所 (会議室:2 階 201AB 会議室) ・ワーキンググループ委員:石田委員、田中委員、原嶋委員、村山委員 ・議題:スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成 ・配付資料: 1)スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査助言委員会資料 2)WG 会合説明用パワーポイント資料 ・適用ガイドライン:環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月) (助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行う) <u>全体会合(第 2 回委員会)</u> ・日時:2010 年 8 月 2 日(月)10:00 ~ 12:50 ・場所:JICA 研究所(会議室:2 階 大会議室)
上記の会合に加え、メール審議により助言案を確定した。
<u>助言</u> <u>全体・代替案</u> 1.

3. その他

(1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い

旧 JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき開催される委員会については、JICA から委員会に対して諮問を行い、委員会から答申を受ける。

フローは以下のとおり。

JICA から、諮問に関する文書を委員会委員長あて送付

WG 会合で答申案を協議

全体会合において答申を確定(現行の委員会運営と同じ要領)

委員長名で答申書を JICA あて送付

なお、有識者委員会における議論の結果及び旧審査会運営要領を踏襲し、以下の段階で JICA から諮問し、委員会から答申を受ける。

a. 開発調査、開発計画調査型技術協力:

スコーピング案、最終報告書ドラフトの段階で諮問と答申を行う

b. 協力準備調査(有償資金協力):

フィージビリティ調査のスコーピング案の段階で助言委員会の助言を得る

c. 協力準備調査(無償、技協):

スコーピング案の段階で諮問と答申を行い、最終報告書ドラフトの報告を行う

(2) 臨時委員の活用と選考方法について

現行の委員会で対処できる範囲外の専門知識・経験が求められる案件については、助言を十分に検討するため、臨時委員により専門分野を適宜補強することが望ましい。

【補充すべき分野の例】

水理・水文(港湾、海岸、河川)、生態系(希少種)、文化遺産、先住民族

必要に応じ、以下の手順で臨時委員を選考・委嘱し、委員会の機能を補強する。

1) 規定

『補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。』(「環境社会配慮助言委員会の設置要項」より)

2) 候補者の検討

臨時委員という特性上、選定の迅速性と、委嘱が一時的であることを考慮し、助言委員または JICA の提案により候補者を立てる。

3) 臨時委員の選考

候補者の選考は、原則として、委員長及び副委員長の 3 名に一任する。選考結果は選出者の経歴等とあわせて委員に報告し、「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に従い、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認する。

4) 委嘱条件

委嘱は案件ごとに行い、臨時委員の全体会合への参加は必須としない。

(3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

1) 基本方針

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づき、情報公開に係る基本方針を次のとおりとする。

a. 委員会の会合

- ・委員会の全体会合はすべて公開で行われる。
- ・WG 会合は原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

b. 会合の議事録

- ・全体会合及びWG 会合について議事録を作成し、出席者に確認の後、ウェブサイト上で公開する。
- ・WG 会合については、発言者名を記した議事要録でも可とする。

c. 委員会の配布資料

- ・全体会合及びWG 会合における配付資料もウェブサイト、またはその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

なお、(メール審議等)全体会合またはWG 会合以外の場合で審議を行った場合には、後日、会合の場でその要旨を報告することにより情報公開する。

2) 不開示とする場合の判断基準

会合、議事録、配付資料について、情報公開法(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号))及び国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づき以下の情報は非公開となっている。

a. 情報公開法に基づき不開示とする情報(別添2参照)

- ・審議、検討又は協議に関する情報(その三)
- ・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(その二)
- ・他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利益を被るおそれのある情報(その四)
- ・個人情報(その一)

b. 環境社会配慮ガイドラインに基づき不開示とする情報の例(別添2参照)

- ・(競争関係を踏まえ、)相手国等の商業上の秘密(入札関連情報)

助言の検討において、不開示情報に言及する必要がある場合は、WG において検討することとし、必要に応じWG 会合の一部を非公開とする(具体的な手続きは別紙3のとおり。)。

なお、委員会会合はすべて公開の下で開催されることから、原則委員会会合の配付資料には上記情報は含めないが、含まれる場合は委員限りとして資料配布することとする。

3) WG 会合配付資料等の公開方法

全体会合及びWG 会合の配付資料のうち、上記 a.不開示情報に該当しないものについては、基本的にウェブサイトで公開する。ただし、最終報告書等がウェブサイトで公開される以前の段階の資料については、ウェブサイトでの公開ではなく、求めに応じて閲覧を許可する対応とする。

上記 2)に基づき不開示とした WG 会合の議事録の一部を非公開とする。

委員会配布資料の公開方法の例

委員会(全体会合または WG)での配布が想定される資料	公開有無/公開方法
協力準備調査/開発計画型技術協力	
・環境社会配慮調査のスコーピング案	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の各段階における報告書ドラフト	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の最終報告書	開示 / ウェブサイト
環境レビュー	
* 環境レビュー前にウェブサイト公開される資料	
・環境社会配慮文書等(EIA、RAP 等) ・環境社会配慮文書等の翻訳版(相手国の了解を前提に公開)	開示 / ウェブサイト
(協力準備調査を実施した場合) ・協力準備調査の最終報告書もしくはそれに相当する文書	開示 / ウェブサイト
* 委員会で配布される可能性がある資料	
・上記資料と同一あるいは最終報告書ドラフト	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮文書等の翻訳版(公開について相手国の了解が得られない場合)	不開示 (委員限り資料として配布)
モニタリング	
・相手国等によるモニタリング結果(相手国等で一般に公開されている範囲で公開)	開示 / ウェブサイト
各段階共通	
・全体会合、WG 会合で配布した補足説明資料	開示 / ウェブサイト
・助言案(全体会合での配付資料)、確定した助言	開示 / ウェブサイト

4) オブザーバーへの対応方法

会合は傍聴を可とし、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。ただし、会合の妨害を行った者はこの限りではない。
会合で委員限りとする資料以外の配付資料は、オブザーバーにも配布できる。

(4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づけば、「国際協力機構が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会」とあることから、助言を得るための協力事業等の議題については JICA が提示する。

仮に、助言委員からの議題提案がなされる場合、助言委員は全体会合2週間前を目安として JICA へ連絡し、JICA は委員長と相談の上、議題の採否を含めた対応を検討し、その結果を議題を提案した委員へ回答する。

(5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)によると、「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。」とある。また「環境社会配慮助言委員会の設置要項」には「2. 委員会の業務」「(1) 対象とする事業」として「カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件」とあり、また「委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。」とある。

そこで、助言委員会におけるカテゴリ B 案件の取り扱いについては、助言委員が助言委員会で取り上げるべきカテゴリ B 案件がある場合に、JICA に連絡することで以下の通り、検討の手続きを行うこととする。

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応概要

公開中のカテゴリ B 案件情報*より、助言委員が助言が必要と考えられる案件について理由と共に JICA に連絡



JICA は正副委員長と確認・相談の上、全体会合での議題としての採否を検討



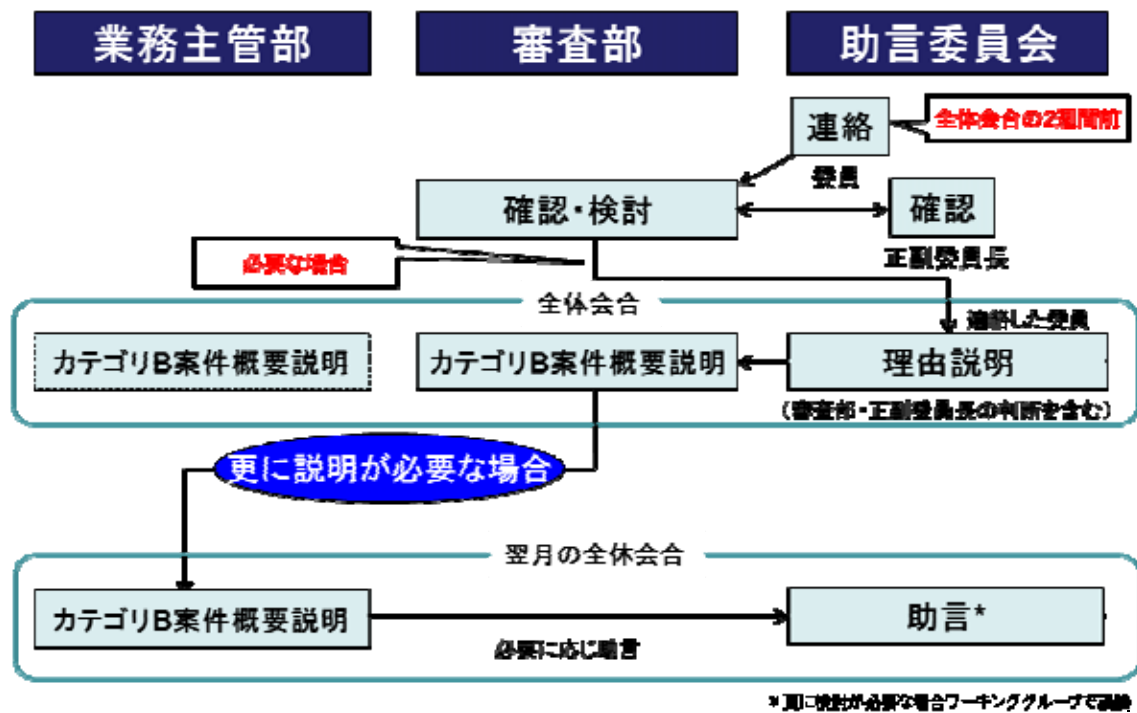
上記検討の結果、議題として取り上げられない場合には、委員にその理由を説明し、必要と判断された場合、審査部（必要に応じ業務主管部）より案件概要等を説明（全体会合）



更に説明が必要な場合、業務主管部より再度説明（全体会合）、必要に応じて助言

* 年度初めの5月の全体会合にてスキーム別のカテゴリ B 案件数に関する情報を提供

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応フロー図



WG 事前資料に対するコメント及び助言案確定段階における メール配布先及び送付手順について

1. 経緯

WG 終了後、当該 WG 主査及び担当委員による助言確定作業をメールにより行っている。しかしながら、そのメールの配布先が、助言委員会全員に配布される場合がある等、案件によって異なっている。事務作業効率化の観点から、右に関するメール配布先・送付手順についてルールを作る必要があると思料する。

2. 改善案

事前資料へのコメント及び助言確定のためのメール配布先及び送付手順を、以下のとおりとする。

(1)メール配布先

①助言委員...当該 WG 主査及び担当委員(当日欠席した場合も含む。)

※ 但し、事前資料送付は以下のとおり担当委員以外にも送付する。

②業務主管部...担当課長、担当職員等適宜

③助言委員会事務局(審査部。以下、「事務局」という。)...審査部担当課課長、総括、案件担当職員、支援ユニット

(2)メール送付手順

【事前資料送付段階】

1) 事務局より、当該 WG 担当委員及びその他の委員に分けて事前資料を送付する。

2) 当該 WG 担当委員は、上記メールに「全員に返信」の形式でコメントを送付する。

【助言案確定段階】

1) 事務局が、助言案(初稿)を上記メール配布先に送付する。

(WG 主査が助言案(初稿)を作成する場合には、その案を事務局にメールで送付し、事務局から改めて上記メール配布先に上記助言案(初稿)を送付する。)

2) WG 主査及び担当委員は、内容をレビューの上、改定案を上記メールに「全員に返信」の形式で送付する。

※ 但し、当該 WG 主査が必要と認めた場合、全委員に送付の上意見を求める場合もある。

3) 助言案検討の中で、助言内容に事実関係の誤り等がある場合には、事務局から、メールを上記メールに全員に返信の形式で連絡する。

4) 「助言案最終版」が当該 WG 主査から事務局に送付された段階で、事務局から全委員に同助言案を送付する。

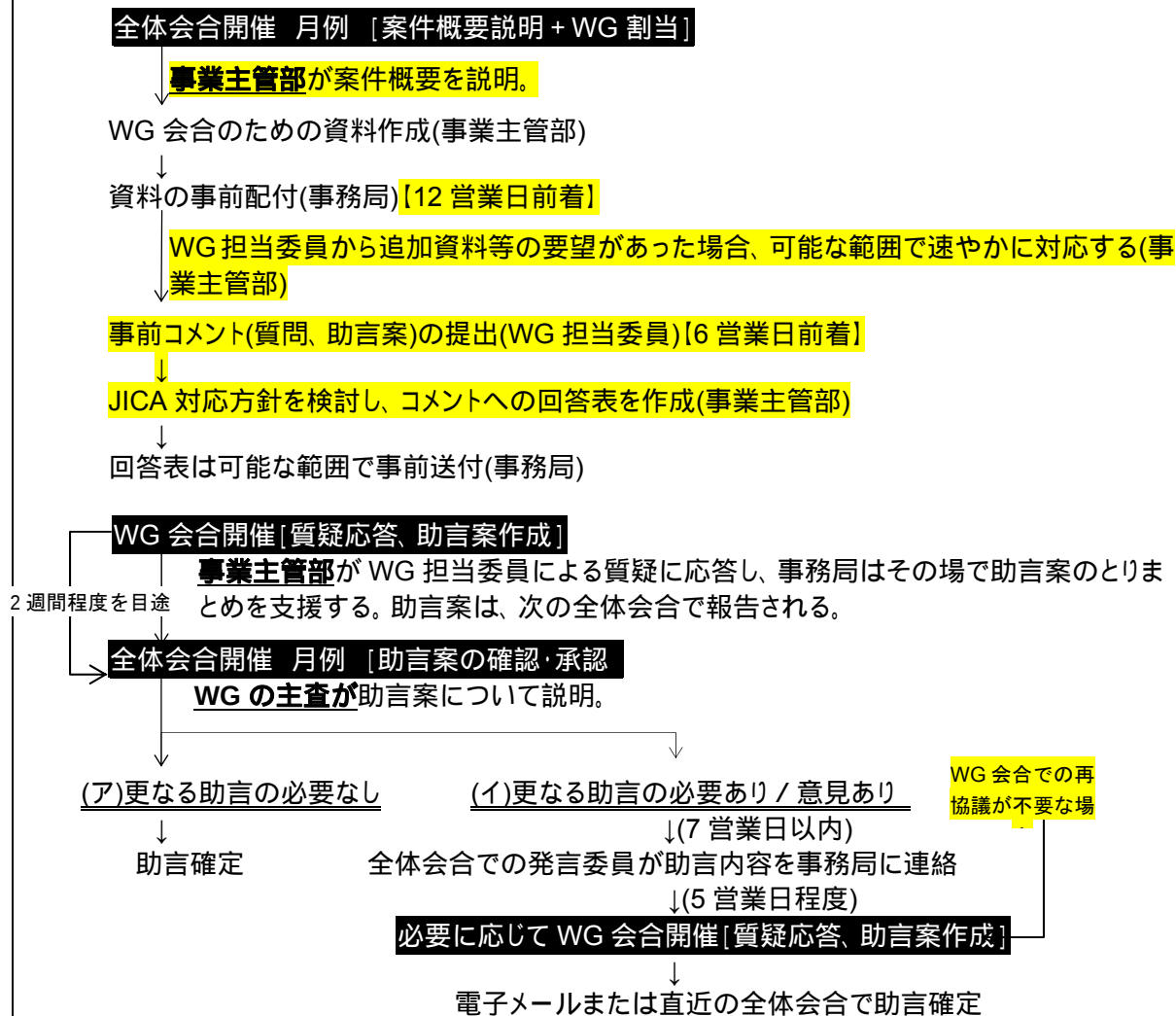
※ 送付後に当該 WG 委員からコメントが出され、助言案が変更されることもありうる。

以上

助言委員会の運営概要

- ✓協力準備調査におけるスコーピング案、最終報告書ドラフトの協議
- ✓協力準備調査を実施していない案件の環境レビューの協議

[ワーキンググループ(WG)で助言案を作成する形式]



日数の数え方: WG 当日は日数に含めない(WG 前日を 1 営業日前とする)

(黄色マーカー部分が変更箇所)

2011 年 7 月 11 日
国際協力機構 審査部

不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について

2010年7月9日付「環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針」(助言委員会事務局作成)2.において、「不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部を非公開とする」としています。不開示情報が必要な場合は以下の手続きに致します。

ステップ1:全委員への連絡(不開示情報)

WG資料のうち、情報公開法・環境社会配慮ガイドラインに基づき、JICAが不開示と判断する情報がある場合には、WG資料を全委員に送付する際に、①WG資料のうち一部の情報を不開示情報とすること、②右情報については、助言委員には守秘義務を遵守すること、③右情報に関する討議については、WGの一部を非公開とすることを連絡する。

ステップ2:WGの進め方

WGの進め方としては、不開示情報に基づくWGの議論の必要性についてWG担当委員及び助言委員会事務局で検討する(メールでの検討も含む。)。必要な場合には、会議の冒頭、WG担当委員及び助言委員会事務局のみでWGを開催し、オブザーバーには右議論が終了するまで、会議室の外で待機して頂く。不開示情報の議論が完了後、オブザーバーに入室頂き公開討議を行う。

(以上)

JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における 助言委員会 WG 会合の実施について

1. 環境レビュー段階のワーキンググループ開催の基準 (JICA が助言を求めない場合)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)では、助言委員会は、カテゴリ A 案件について、協力準備調査において環境社会配慮面の助言を行うが、環境レビュー段階では必要に応じて助言を行うこととなっている(別添 1)。

また、助言委員会の運用目安基準では、JICA は、(全体会合において)、助言委員に対して、「環境社会配慮文書等の状況」(及び、①「環境レビュー方針」、②「報告書ドラフトに対する助言の対応方針」)を報告し¹、助言委員が、更に「**環境レビューで確認すべき事項**」があると考えられる場合には、ワーキンググループ(WG)を開催し、助言案を作成することになっている。

したがって、委員会は、JICA の報告する「環境レビュー方針」を基に、「**環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されるか**」、どうかを確認する。仮に、これまでのスコアリング案、報告書ドラフトに対する助言²だけでは、右方針が十分でなく、更に助言の必要があると委員会が判断する場合には、WG を開催し、助言を作成することになると考えられる。

2. 環境レビュー段階の全体会合及び WG

環境レビュー段階の全体会合、及び WG 開催の手順は別添 2 のとおり。

JICA が助言を求めない場合の手順は以下のとおり。

(1) JICA の報告

全体会合において、JICA は、①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告³。

(2) 助言委員会の決定

上記 JICA の報告を受けて、本全体会合において、助言委員会は、WG を開催するかどうかを決定する。

1) WG を開催しない(助言なし。)

助言委員から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。

2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定。)

助言委員から、助言が出され、この全体会合で確定できる場合。

3) WG を開催する(助言案を WG で作成。)

助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(右委員は、7 日以内に助言提示。)

以上

¹ 協力準備調査を実施した場合。

² 協力準備調査を実施した場合。

³ 協力準備調査を実施した場合。協力準備調査を行っていない場合は、「案件概要」、「環境レビュー方針」、「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。

助言委員会の運用目安における環境レビュー段階の記載

2. 委員会の業務 2-1)環境レビュー段階	
①協力準備調査を実施した案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書(EIA、RAP 等)等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。 (b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
②協力準備調査を実施していない案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 (b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

環境レビュー段階の全体会合及び WG 開催の手順

		(1)全体会合		(2)ワーキンググループ(WG)
		JICA の報告	全体会合での議論	配布資料
①協力準備調査を実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む。)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 1) WG を開催しない(助言なし): 助言委員会から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。 2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定): 助言委員会から、助言が出され、この全体会合で助言を確定できる場合。 3) WG を開催する(助言案を WG で作成): 助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(7 日以内に助言を提示)。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
②協力準備調査を未実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」(別添 3)、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 上記①協力準備調査を実施、(イ)助言を求めない場合と同様。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」

別添 1

2011 年 X 月 X 日

**XX 国「XX 事業協力準備調査」環境社会配慮助言委員会WG
スコーピング案 / 報告書ドラフト 事前コメント**

委員名: _____

番号	該当文書、ページ	質問/コメント	内容
【全体事項】			
1			
2			
【代替案の検討】			
3			
4			
【スコーピングマトリクス】			
5			
6			
【環境配慮】 (汚染対策、自然環境等)			
7			
8			
【社会配慮】 (住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等)			
9			
10			
【ステークホルダー協議・情報公開】			
11			
12			
【その他】			
13			
14			

各項目における質問数に応じて、適宜行を追加してください。

<情報公開法における不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

<国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで定める不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス

2.1 情報の公開

- 9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。

カテゴリー分類数概要:

2014年度

	技術協力	無償資金協力	有償資金協力	総計
A	4	1	25	30
B	87	23	32	142
C	359	41	6	406
FI	0	0	11	11
合計	450	65	74	589

* 現段階で採択されていない案件を含む

* 案件の進捗が異なるため、HP公開に至っていない案件を含む